

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 19 回会合議事録

1. 日時 平成 17 年 1 月 21 日（金） 9:34 ~ 12:20
2. 場所 食品安全委員会大会議室
3. 議事
 - (1) 我が国における牛海綿状脳症（ B S E ）対策の見直しについて
 - (2) その他
4. 出席者
 - (専門委員)
吉川座長、小野寺専門委員、甲斐（知）専門委員、北本専門委員、金子専門委員、山内専門委員、山本専門委員、横山専門委員
 - (食品安全委員会委員)
寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員
 - (事務局)
齊藤事務局長、村上評価課長、西郷リスクコミュニケーション官、富澤評価調整官、梅田課長補佐
 - (説明者)
厚生労働省 道野監視安全課長補佐
農林水産省 元村衛生管理課長補佐、濱本飼料安全管理官
5. 配布資料
 - 資料 1 - 1 専門委員からの意見（全体的な意見）
 - 資料 1 - 2 専門委員からの意見（全体の構成（骨格）についての意見）
 - 資料 1 - 3 専門委員からの意見（記述に関する意見）
 - 資料 2 豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価の結果に基づくリスク管理措置の報告について（平成 17 年 1 月 17 日付け 16 消安第 8044 号）
 - 資料 3 食品に関するリスクコミュニケーション - 日本における牛海綿状脳症（ B S E ）対策に関する意見交換会 - の概要について
 - 参考資料 1 諮問書（平成 16 年 10 月 15 日付け厚生労働省発食安第 1015001 号、

16 消安第 5410 号)

参考資料 2 論点メモ(吉川座長試案)

参考資料 3 我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価(座長・座長代理案)

参考資料 4 厚生労働省及び農林水産省から提出された資料(別冊ファイル)

6. 議事内容

吉川座長 少し遅れて申し訳ありませんでした。ちょうど中央線で人身事故があったものですから、進行が遅くなりましたけれども、副座長の金子先生は交通渋滞に巻き込まれたということで、始めていてくださいということなので、ただいまから第 19 回「プリオン専門調査会」を開催したいと思います。本日は、後で金子先生がいらっしゃると思いますが、8 名の専門委員が御出席です。欠席は、甲斐諭委員、佐多委員、品川委員、堀内委員の 4 名ということになっております。食品安全委員会からは、寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員、中村委員、本間委員が御出席です。また、前回と同様に、厚生労働省及び農林水産省からも御出席いただいております。事務局につきましては、毎回ですけれども、お手元の座席表を御覧になっていただければと思います。本日の会議全体のスケジュールですけれども、お手元の資料に第 19 回「プリオン専門調査会」議事次第がございますので、御覧いただきたいと思います。それでは、議題に入ります前に、事務局から資料の確認等をお願いいたします。

富澤評価調整官 それでは、本日の資料を確認させていただきます。配布資料でございますけれども、資料が 5 点と参考資料が 4 点の合計 9 点でございます。資料 1 - 1 から資料 1 - 3 までが、専門委員の先生からの御意見でございます。資料 1 - 1 が「全体的な意見」。資料 1 - 2 が「全体の構成(骨格についての意見)」。資料 1 - 3 が「記述に関する意見」となっております。資料 2 が「豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価の結果に基づくリスク管理措置の報告について」でございます。本年 1 月 17 日付けで、農林水産省から報告があったものでございます。資料 3 が「食品に関するリスクコミュニケーション - 日本における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会 - の概要について」です。参考資料の方ですが、参考資料 1 が諮問書。平成 16 年 10 月 15 日付けのものでございます。参考資料 2 が、前回資料の「論点メモ(吉川座長試案)」。参考資料 3 が、前回議論のたたき台としました「我が国における牛海綿状脳症(BSE)に対する食品健康影響評価(座長・座長代理案)」。参考資料 4 が、厚生労働省及び農林水産省両省から提出された資料で、別冊のファイルとなっております。なお、参考資料 4 につきましては、これまでの調査会で用意したものでございまして、分量も多いので、傍聴の方には配布しておりません。既にホームページに掲載しておりますので、そちらを御覧いただけますか、あるいは事務局で閲覧可能となっておりますので、御了解いただきますようお願いいたします。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

吉川座長 資料及び参考資料一覧ですけれども、特に過不足ございませんか。ないよう
ですので、それでは、審議の方に入りたいと思いますけれども、前回、昨年暮れになり
ますけれども、12月22日に第18回の専門調査会がありましたけれども、そこで会議の開
催に当たって、できる限り多くの委員が集まるようにという意見がございまして、調べた
ところ、定足数とかそういう問題について今までしかと議論をしたことがなかったので、
その辺も含めて議論を始める前に、本日の日程調整等について、事務局の方から説明をお
願います。

梅田課長補佐 本日は、金子先生が遅れていらっしゃると思いますが、8名の先生方にお集ま
りいただけるということで、開催したわけでございますけれども、1月の開催日時の選定
に当たりまして、各委員の御都合につきまして、午前と午後の3つの時間帯に分けて、
4つの時間帯でございまして、お伺いしたところ、前回、私は座長を数えずに11
名というふうに申し上げてしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。おわびして訂
正させていただきます。専門委員12名中9名以上お集まりいただけるコマがございません。
ほとんど日程が6名とか7名ということでございまして、今回最大8名というコマで調整
させていただいたということでございます。なお、御欠席の先生方につきましても御意見を
いただくようお願いしております、甲斐論先生と堀内先生からは御意見をいただい
ておりませんが、佐多先生と品川委員からは御意見をいただいておりますので、その御意見
につきましては、資料の方に盛り込んでおりますことを併せて御報告させていただきたい
と思います。以上でございます。

吉川座長 そうということで、専門委員の皆さんはお忙しい中、かなり無理を言って出て
きていただいて、事務局にもできる限りの調整をしてもらっているんですけれども、なか
なか12名全員そろうということは難しく、今日は8名ということで御了解いただきたい
と思います。今の説明について、何かございますか。よろしいですか。それでは、議題に
入りたいと思います。今日は前回の議論の続きを行いたいと思っておりますけれども、先
ほど資料の説明にありましたように、報告事項として、豚肉骨粉の飼料利用について農林
水産省からリスク管理についての報告をしてもらうということにしております。最後に大
体20分ぐらい時間を当てたいと思いますので、今日は終わりが12時ですから、11時半ち
よっと過ぎには、そちらの方に移りたいと思いますので、大体2時間ぐらいの議論になる
かと思っておりますけれども、御協力の方よろしくお願いいたします。それでは、年が明けたの
で昨年になりますけれども、前回それまでの議論で、最初は座長試案という格好で図表で
出して、その後、座長・座長代理という格好で論点メモを文章化して、たたき台にして議
論をしようという議論を進めたわけですけれども、個々の議論に入る前にいろいろな意見
があったかと思っております。幾つか挙げると、異常プリオンたんばくの蓄積量と感染価の関係を
どういうふうに解釈したらいいのかという議論がありましたし、リスク管理機関から諮
問を受けるという形で今回の審議が行われているんだということを最初に明記した方がい
いということ。あるいは、全体のスケルトンそのものがよく見えてこないということで、

全体構成をもう少しわかりやすく、スケルトンそのものわかるようにすべきであるというようなもの。あるいは、評価モデルの根拠、もう少しわかりやすく、普通の人ができるような説明にしなければいけない。あるいは、評価に当たってどういうデータや参考文献を用いたかといったようなこと。あるいは、試算の根拠等を明確にして、できる限り科学的評価に沿った表現にすべきであるといったような貴重な意見がいろいろ出されました。それを受けて、少し年末年始の時間もあるということで、今回、各委員からいろいろな意見を事務局の方に送ってくれということで、できれば後で個々の議論に入りたいかと思えますけれども、各委員からかなりのボリュームのいろいろな立場から見た意見をいただきました。委員ごとに羅列してもいいんですけれども、それではちょっと議論を進めるに当たって効率的でないかと判断しまして、一応、今日の資料にありますように、議論全体を含めた全体的な進め方、あるいは全体に関わるような意見、スケルトンのような格好で全体の構成そのものに関する意見、個々の内容について、記述その他を含めて、いろいろな指摘事項といったような、大きく分けて3つに分かれるかと思えます。それで、一応資料の方を1 - 1から1 - 3全体像とスケルトンと個々の項目に関しての考え方の問題といったように分けて整理してみました。一応、審議全体を通じて、資料1 - 1の「全体的な意見」というものを審議して、リスク評価の方針をもう一回し、そこである程度コンセンサスが得られた段階で、委員の方から提案のあった、全体構成に関するスケルトンの在り方について、骨格をどういうふうにするかという議論をしたいと思えます。その上で、こういう骨格で行こうかという、あるいは骨格そのものに関する議論もあるかと思えますけれども、その辺のコンセンサスが得られれば、骨格に沿って埋まる項目、埋まらない項目、議論を詰めなければならないというものがそれぞれの委員から出てきていますから、それについて、具体的議論を始めるといったような流れで、昨年から各委員にいただいた意見を集約していこうと思えますけれども、そういうような進め方でいいでしょうか。専門委員あるいは委員の方、御意見があれば伺っておきたいと思えます。いいですか。では、一応そんなような進め方で議論をしていきたいと思えます。それでは、資料1 - 1を見ていただきたいと思えます。全体的なものに関して、各委員の中から書かれていたものを羅列した格好になっておりますけれども、どうでしょうか。これは、事務局の方からざっと読んでもらった方がいいですかね。

梅田課長補佐 それでは、簡単に紹介させていただきます。「専門委員からの意見（全体的な意見）」でございます。1つ目は、18回「プリオン専門調査会」で議論されたように、書き方を議論のあったおりに修正していきましようということでございます。2番目としまして、各項目におきまして、計算していくための仮定を挙げる際には、その都度、根拠となる文献なり事実を記していくというような、科学論文の手法を用いるべきということでございまして、この点につきましては、資料1 - 3の方でございますけれども、その中で参考文献等を付けさせていただいたということでございます。その文献が正しいかどうかも含めて、委員から御意見をいただければというふうに思っております。3番目は、

異常プリオンたんぱく質の蓄積量でリスクを算出するのが容易と考えるけれども、感染価で算出しなければならないのであれば、まだ科学的知識が十分でない状態での算定をしなければならないというような御意見。次は、算出された数値が一人歩きをしないようにするためにはも推定根拠を明示する必要があるという御指摘がございました。この点についても、中間とりまとめの際にもそのような御意見がございまして、前回のたたき台から、今回その辺りのところを少し明示をしたということもございまして、その明示の仕方についても御意見をいただければというふうに思っております。委員が集まって、一つひとつ議論を進めていくべきということで御意見をいただきまして、まさに今回そのような御議論で進めていただくというふうに考えております。それから、委員からの意見、論議もないまま作成されたものであり、また内容には独断と誤りも見られたので、指摘をいただいておりますけれども、何かある種の意図のようなものを感じるというふうに御指摘いただいております。そういうことから白紙から作り直した方がいいのではないかなというふうな御意見でございます。これについては、今、座長の方から御説明ございましたが、前回から座長提出の論点メモ等で御議論いただいた上で文章化するというので、前回、文章化したものを、あくまで議論のたたき台として作成して提示をさせていただいたわけございまして、この点については、少し委員の誤解もあるのではないかなというふうに思っておりますけれども、いずれにせよ、今回その方針から議論いただくということで、委員の誤解も解けるのではないかなというふうに思っております。非専門家にも理解できる平易な表現を心がけるといいうことで、これは中間とりまとめでも、リスクコミュニケーションをやる中でわかりにくいという御指摘があって、それについては、なるべくわかりやすい表現に改めると、あるいはまた中間とりまとめの解説版をつくるというようなことでも対応してきたところがございますので、この御意見については今後同じようなことでも対応していきたいというふうに考えてございます。一般向けに短い文章で区切るようにするというのも、同じようなことだと思います。学術用語はなるべく避けるというようなことで、わかりやすく書くという点については、これも同じ御指摘でございます。試算における前提、問題点、限界を明記して、安易な結論に結び付けない。先ほどありましたように、数字の一人歩きを防ぐよう配慮すべきであるというような御意見。リスクコミュニケーションとリスク評価の相互関係を検討、科学者集団での議論と消費者の意見ないし疑問への対応を考慮する。これまでの審議会での諮問への回答とは異なり、科学者集団と消費者集団の間でのトランス・サイエンス的側面への対処を念頭に置くというような御意見をいただいておりますので、御審議にこれらの御意見を踏まえていただければと思っております。よろしく申し上げます。

吉川座長 それぞれの委員から出していただいたのをそのまま並べてあるので、多少ダブるところもあるとは思いますが、こんなような十数項目にわたる御意見がございました。大きく分けて、進め方の問題、それから個々の内容についての科学的根拠と、どうしても推論に行かなければならない部分があるわけで、その限界といったようなものも、

中間見直しのときにもその議論がありましたけれども、そういうものを明確にし、またどういう根拠でこういうモデルを採用しているのかといったようなことも、ある意味では科学論文的な格好で書くべきである。また、その表現も専門家以外にもわかるような表現に心がけるといったような意見が大半であったというふうに思います。これに関して、どうか御意見ございますか。今までもその都度、なるべく意見交換が盛んになるような格好で進めてきたと思いますけれども、今回まとまって全体の意見を受ける機会がちょうどあって、専門調査会としては非常によかったのではないかと私は思います。基本的には、中間とりまとめをしたときのスタンスに近いと思いますし、逆にあそこで公表したことに関しての足りない部分、特にリスクコミュニケーションをしていく段階で、どうしても専門家がつくった評価ですから、ついつい専門用語的になりますし、最後の文章を見ると、やや専門家的なものとお役所的な部分とあって、確かに一般の人にわかりにくいというような意見もあったかと、リスクコミュニケーションの説明に行って感じました。今回の審議の中で、なるべくそういう点は矯正して、できるだけ平易でわかりやすい表現にしていきたいというふうに思います。最初に、全体的な議論をした上で骨格案に入ろうかという議論をしましたけれども、改めてこれに関して審議する必要があるか。あるいは、ある意味で今回まとめていく中の基本姿勢という考えで、議論を進めていく中でまた無視されているということもあれば、この項目でこういう指摘があったじゃないかというような格好で指摘してもらいます。

山内専門委員 全体としてはいいんですが、これまで欠けていた点というのは、やはりリスクコミュニケーションでの意見をどういうふうに取り扱っていくかという点だろうと思います。今までは、審議会などでも諮問が来れば、それに対して応えると。それは専門家の間だけで考えて、はい、こうですという形だったわけです。今度の食品のリスク分析の場合には、結局リスク評価の場合にもリスクコミュニケーションは関わってくる。リスク管理のところでもリスクコミュニケーションが関わってくる。こういう形態は日本で初めてだろうと思うんです。それをこの委員会として、どういうふうに取り扱っていくか。考え方というか、スタンスとしてはよくわかるんですが、やはりこの点をもう一度再認識するというか、具体的にどういうふうにやっていたらいいかといったような議論が何かあってもいいんじゃないかというふうに思います。

吉川座長 わかりました。最後の項目にそれがあります。前の方は何回か中間見直しでも議論は進めてきましたけれども、確かに、実際にすべて公開で、審議過程そのものも透明性を持ってやっているというのも、1つの大きな意味でのリスクコミュニケーションですけれども、実際そのリスク評価をした後、リスク管理側に返すものもありますけれども、今言われたように、直接食品安全委員会からリスク評価の情報発信をして、後で説明があるかもしれませんけれども、中間とりまとめに関しても、47都道府県でリスクコミュニケーションをやっているというふうなこともありまして、その場合にいろいろな意見がまたリスクコミュニケーションの場でも、評価をめぐって、あるいは一部リスク管理に関して

も議論があるというようなことがありますけれども、そういうリスクコミュニケーションとリスク評価の関わり合い方、あるいは在り方というものは、確かにこれまでこの専門調査会で議論するということはなかったと思うんですけれども。

山内専門委員 やはり感じていることは、47都道府県でやったとか、こういった事実は非常に重要なんですが、下手するとみんな単にセレモニーで終わってしまうと。そこで出てきた意見とか、そういったものを勿論取り上げるべき意見もあれば、取り上げられない意見もある。そういったことをやはりこの評価の場合にも考えていくべきではないかというふうに、私は思います。さもないと、単なる説明会という形で終わってしまうので、これはやはり意見交換会としてリスクコミュニケーションが行われて、その意見のくみ上げもできるだけ評価の際に努力すべきであろうというふうに考えているところです。

吉川座長 どなたか御意見ございますか。どうぞ。

寺尾委員 山内先生がおっしゃるのは、確かにそのとおりなんですけれども、この委員会というのは科学的な事実と言いましょか、そういうものに基づいて議論をするというのですね。ですから、リスクコミュニケーションをやって、いろいろな御意見をいただいて、その中で確かに科学的なことで、この委員会で考えなかったような御意見をいただければ、まじめに取り上げて議論するべきだろうと思います。ですから、そのところをちゃんと仕分けをして、科学的に見まして、もし、我々が全く考えなかったようなことがあるようだったら取り上げればいいんじゃないかというふうに思いますけれども。

山内専門委員 私もその意見はそのとおりだと思います。ただ、科学的な評価と言っていく場合に、科学に限界があるんです。ですから、限界のある科学での議論だけで一つの答えが出せるかというのと、私はやはり難しい面が出てくるのではないかというふうに思います。そういう意味で、これまでの審議会などとはかなり性質が違うということ認識しなければいけないんじゃないかと。ただ具体的にそれはどうやったらいいかというのは、やはり個々のところで議論に反映させていくことになるんだろうと思いますが。

吉川座長 どうぞ。

甲斐（知）専門委員 私もこれまでのリスクの計算とか定量的なことをやってきて、この定量を出すための科学的な根拠とか知見とかが十分でない部分がまだまだたくさんあって、それでも今までの知られていた知識を前提に、ある仮定で出さなければならぬという作業をしているわけです。それはこの議論の中に何度も出てきて、これは例数が少ないけれども、これを見ればとか、国が違うけれどもと、いろいろな仮定をしながら出していくわけです。結局、最終的に出てしまった数値を科学的というふうに一言では片付けられないと思うんです。科学には現在の知見では限界があるということも事実です。ですから、私が思いますのは、定量的にリスクを計算するのがこの委員会ではあっても、例えば、論文でも一番最後の議論の段階で、では、このデータをどう読むかということを加えるわけですね。そういうところをちゃんと書く場所がなかったと思うんです。そういうところに、リスクコミュニケーションで出てきたような一般の方からの疑問というのに答えるべきこ

とを入れたらどうかと、私は思います。例えば、「はじめに」のところでも、主にはディスカッションの部分なんでしょうけれども、そういうところで我々がそれをどう読むか。科学的な知見はこれくらい限られていて、でも、こういうふうを考えていて、かつ最終的にそれではどうしたらよいかというところの議論に対して、我々の意見を入れてもいいのではないかなというふうに思います。

吉川座長 多分、リスクマネージャーあるいはリスクマネージャーが取るリスクコミュニケーションと、寺尾さんが言われたように、リスク評価者が取るリスクマネジメントに対する回答、あるいは一般の人に関してのリスク評価の結果の説明、アカウントビリティ、対応は多少違ってしかるべきだと思います。専門家の委員会といっても、逆に言えば専門ばかりかもしれません。そういう意味で、自分たちの評価の一つに限界があって、一つには専門性ゆえに欠陥があるとすれば、それは評価結果に対して、コミュニケーションというのは双方向性ですから、それなりの指摘があれば、当然それをまた審議の対象としていく必要はあると思いますけれども、でも実際のスケジュールを考えると、もし真っ当にやるとすると、とりまとめの前に何回かそういうコミュニケーションの場を持って、自分たちの情報発信がどういうふうなアクセプタンスされているかという評価をまた自分たちでもう一回返して、それで最終をまとめるというようなプロセスを取らなければならないのか。あるいは、こういう透明性を持った情報公開と、るる指摘があったように、専門に偏った表現ではなくて、もう少しちゃんとわかりやすい表現で情報発信をする。その上でコミュニケーションの場を持つと、これが多少足りないところもありましたけれども、従来のやり方で来て、ケース・バイ・ケースかもしれないんですけども。

山内専門委員 事務局もこれまでに大変な努力をされて、意見の聴取はやっておられるわけですから、そういったものを踏まえて、我々は実際に、例えば意見だとか見解をまとめていくところで、そういう意見を反映させるということで、新たにまた別のコミュニケーションの場を設けるといっては、あまり意味がないんじゃないかというふうに私は思います。むしろ、やはり座長が言われるように、ここで公開で議論をしているわけですし、また、リスクコミュニケーションの場も公開でやられていたわけですから。

吉川座長 わかりました。見上委員、どうぞ。

見上委員 甲斐さんがおっしゃったことは誠にそのとおりで、わかっていること、わかっていないこと、今までの限界内でこういうふうにまとめたと、全くそのとおりだと思います。ただ、参考資料1にあるように、これは厚生労働省並びに農林水産省から諮問に対して答えるというのは、この委員会の役目だということは、もう皆様方は当然のことながら御存じだと思うんです。ですから、科学には限界がある。そのとおりだと思います。しかし、限界の範囲内で諮問に対してどういうふうに答申するかというのがまさに問われていることであって、ディスカッションの過程で非常に重要なベーシックサイエンス的なことをディスカッションして、この諮問に対してに反映するというのは当然だと思うんですけども、まずそのスタンスが非常に重要ではないかと、そのように思っています。

吉川座長 ほかにございますか。どうぞ。

山内専門委員 今の見上委員の諮問に対して答えるというのが大事であるという御意見。それはイエスかノーかとか、そういう意味ではなくて、やはりそれに対して我々の意見、見解、そういうものを付けた上で、どう考えるかということによろしいんじゃないかと思うんですが、そういうふうにとめていいですか。

吉川座長 いいです。答えるというのは、そういう意味でイエス、ノーというよりは、ここは評価委員会ですから、向こうからの問いもそういう施策に対してのリスク評価をしてくれというので、リスク評価を返すという格好になると思いますし、中間見直しを受けて諮問が来て、現在、確かにそれに対してリスク評価を返すという立場になってはいますが、もともと第1回るときから取った施策に対しての評価を事業を見て進めていこうというのが本委員会のスタンスですから、その延長線上で来た見直しがあって、それに対してリスクマネージャーの方から諮問が来て、それに対して評価を返すというステップを踏んでいるというのが大きな流れだということ、もう一回各委員に御理解願いたいと思います。ほかに資料1-1の全体的な意見に関して、今、議論しておいた方がいいんじゃないかということがありますか。

寺尾委員 今の見上先生の意見と同じなんですけれども、結局これは専門委員の先生の御意見ですからあれなんですけれども、やはり諮問の内容の是非について、議論の焦点をそこに当てるということが一番大事なような気がするんですね。それが何かこの中に落ちているんで、もしあれだったら、そういうようなことをちょっと追加する必要があるのかなということです。それは意見として出ていますから、特に追加する必要はないんですけれども、とにかく諮問内容について議論の焦点を合わせるということが必要ではないかなという気がいたします。

吉川座長 ほかにございますか。では、特にならなければ、資料1-2に関して、委員の方から全体の進め方と、もう一個踏み込んで、この前の座長・副座長のたたき台の辺りを論理的につなげていなかったりという、いろいろ全体として構成がわかりにくいという御意見がありまして、私がああとき、もし別の考えがあるなら代案を出してほしいということを求めましたけれども、ここにその骨格全体についてのスケルトン案というのが1-2の1月4日のバージョンと、1ページめくっていただいて、1月15日のもう少し細かくスケルトンの内容を入れてくれたものがありますけれども、ざっくり言えば、これは山内先生の方から送っていただいたんですけれども、1月15日の方が新しいスケルトンだと思うので、これについて、ちょっと簡単に説明をしていただけますか。

山内専門委員 1月4日のは非常に大まかな、要するに項目を羅列してみた内容です。1月15日は、その内容について、もう少し追加をしたということなので、本当はもっときれいに整理をしなければいけないんですが、それまでの時間的余裕がなかったということをお容赦いただきたいと思います。ですから、やはりまず骨格としては、「1月4日提出版」の1ページの方で御覧いただいた方がいいと思うんですが、また必要に応じて15日版

のところをちょっと追加させていただきたいと思います。最初は「はじめに」ということで、これまでの経緯を述べるべきであろうということで、その経緯というのは、諮問があったわけですが、そこで中間とりまとめとの間で食い違いに関する議論もあったという経緯もやはり触れるべきであろうと。諮問についての検討開始に当たって、この委員会の基本的な理解がどうであったか。それから、リスクコミュニケーションでどんな意見が出たかということをもとめるべきであろうというふうに考えました。それで、1月15日のバージョンのところで、もう少し細かく「審議方針の概略」ということを付け加えました。これは、諮問の各項目についての質疑で提示された問題点を整理すると。評価方法に関しては既知の事実を整理して、定量的リスク評価をなるべく行うわけですが、その方法をどういうふうにしたか。また、そこにどんな限界があるか。一方で定性的なリスク評価も行っていかなければいけないだろう。それから、審議の中で、やはりリスクコミュニケーションで提起された問題点も検討していく必要があるというふうに考えました。次に、また最初のページの方に戻りますと、2. で意見聴取をやったということです。これは、質疑応答のまとめを一応書いた方が、報告書としてはわかりいいんじゃないかということです。3. が「リスク評価に関する基本的考え方」ということで、まずこの評価のモデル。これは後でまた出てきますが、これまで議論をしていたリスク低減措置は何かということを知りやすい一つの図にしたらいんじゃないかということで、たたき台のモデルをつくってみました。ここには結局「餌の汚染にかかわる要因」とか「食肉汚染にかかわる要因」「トレーサビリティ」といったようなことを含めるということです。次に「評価対象としてのリスク・レベル」ということ。これはやはり「人への感染源となるBSEプリオンのレベル」というか、いわゆる暴露リスクというとらえ方が一つあるわけですが、その際に、2001年10月以後の対策の実施をした前とその後の相対的な変動を考えていってはいということです。このところについては、1月15日のバージョンでも若干また付け加えてあります。3. 2の「暴露リスク・レベルの評価方針」というのを基本的な考え方で、定量的な評価。これはやはり絶対数という形ではなくて、相対的な変動を推定していくと。それで評価の根拠となるデータ。これはもう先ほどから座長が言われているとおりです。それから、前提条件をはっきりさせる。技術的な限界。もう一方で定性的な評価をやるということです。4. のところは、ある意味では諮問に対する回答ということになると思いますが、これは見解という形でともかくまずまとめてみるべきであろうと。諮問が全部で4項目あったわけですが、トレーサビリティも諮問でしたか。

吉川座長 ないです。トレーサビリティは審議の中で出てきたので。

山内専門委員 そうですね。諮問は4つですから、4. 1、4. 2、4. 3。あと調査研究が入るんですね。ですから、それはちょっと分けたんです。具体的に諮問の項目として、4. 1として「と畜場におけるBSE検査」。4. 2として「SRM除去の徹底」。4. 3として「飼料規制の実効性確保の強化」。文言はちょっと省略しているところがありますが、こういった内容であつたらうと。それぞれについて、まず4. 1のBSE検

査については、これまでに得られている科学的知見。これは具体的事実と試算ははっきり区別する。それで試算の限界についても述べる必要がある。更にこの作業の中で、「英国の感染実験データからの試算」とか「日本のBSE検査データからの試算」。「日本におけるBSE汚染実態の推定確認例の内訳」「リスク牛についての試算」といったようなことも含めていくと。更に、こういった4.1.1.4に入るんじゃないんですかね。この飼料規制は、暴露リスクに影響を及ぼすものとして、「飼料規制の効果に関する試算」。これが「と畜・解体法のリスク低減効果」と「飼料規制のリスク低減効果」。それで最終的に「検査月齢に見直しに関する見解」というような形になっていくんだらうと思います。ここはもう少し項目としては整理する必要があるかと思えます。今の点は、次のページにもう少し詳しく書いてありますが、4として「諮問項目に関する見解」として、4.1が「と畜場におけるBSE検査」でリスク低減効果の比較をすると、これは月齢を線引きした場合。月齢線引きに関する科学的知見をまとめると、具体的事実として、英国とか日本の場合。「評価の基本方針」は、やはりBSE検査、SRM除去、解体法、トレーサビリティ全部関わってくるものだろうというふうに考えていくべきであろうと。もう一方で、「日本における汚染実態の推定」。それで「推定の根拠」「推定にかかわる問題点の限界」「BSE検査によるリスク低減効果に関する定量的評価」。これは月齢を線引きした場合、どのくらいのリスク低減効果に変動があるかという意味です。それと「飼料規制」も実態とリスク効果にどれだけ影響を及ぼすかということ。最後に、ここで「検査月齢の見直しに関する見解」という形になっていくと思うんですが、それはリスク低減効果を定量的に評価した場合と定性的に評価をする場合。これはきれいに分けられるかどうかわかりません。かなりオーバーラップする面もあるかと思えます。そして、「推定に関わる問題点と限界」も述べ、リスクコミュニケーションで出された意見をどう取り扱うかをここで考えていったらいいのではないかというふうに思います。その後、4.2として「SRM除去の徹底」。4.3として「飼料規制の実効性確保の強化」。これは大きな項目の中で書いてあるものでして、こういった面を全部含めて総合的にどういうふうな見解、検査月齢の見直しに関する見解がまとめられるのではないかというふうに思っております。また2枚目に戻りますが、4.2が「SRM除去の徹底」ということで、これは「と畜・解体法の現状に関する問題点」を整理し、改善に関する見解を書くと。4.3は「飼料規制の実効性確保の強化」ですから、これについては「国際飼料の規制に関する問題点」「輸入飼料に関する問題点」「飼料の検査方法の問題点」そして「飼料規制の強化に関する見解」とつながっていくのではないかと思います。5.が「トレーサビリティに関する見解」。6.は「調査研究に関する見解」。「検査陽性牛の有効利用も含めて」ということです。「おわりに」というところで、これは全部「おわりに」に書くべきことを述べたのではなくて、こういった項目を入れる必要があるのではないかと。それは「限られた科学的知見にもとづくリスク評価の困難性」だとか「定量的なリスク評価の専門家の協力の必要性」。これは現時点でこの専門調査会のメンバーは必ずしも定量的リスク評価の専門家ではありません

ん。ですから、そういった人たちの協力も必要であろうと。それから、「リスクコミュニケーションの結果の反映の必要性」といったようなことにも触れたらいいのではないかと。それから、「その他」です。なお、ここには書いてありませんが、諮問に対するはっきりした答えとしては、結局、結論ということになっていくんだろうと思うんですが、それは見解を踏まえた上での結論というのがあってしかるべきではないかというふうに思っています。そんなところです。

吉川座長 15日のものは4日のものを全面的に書き直したわけではなくて、4日の中で入れ込んで、ここのところはもう少し具体的にこうというふうにはめ込んだ方がということですね。

山内専門委員 そうなんです。最初のバージョンを出した後で、もう少し内容的なものも詳しくという要望があったので。でも、そこまで書くことはとてもできないので、抜けている部分などを補充して、更に若干の修正をしているということです。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、一つのたたき台とお考えください。

吉川座長 今、山内委員の方から、全体骨格に関しての一つのたたき台だという格好で説明がありましたが、どなたが御意見ございますでしょうか。確かに全体像を見るなら1月4日の方がわかりやすいかと思えますけれども、大きく「はじめに」の中で「経緯」。今回の諮問に対しての答えを返す、それまでの経緯を3点ぐらい。

山内専門委員 審議方針の概略もそこに入れてほしいですね。それが抜けていたんです。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 リスクコミュニケーションなんですけれども、やはりリスクコミュニケーションでいろんな意見が出てきたと思うんですけれども、ちょっとこの前、フランスの方の意見交換会でいろいろ話をお聞きすることがあって、それで聞いたんですけれども、リスクコミュニケーションは大体どこでも、意見というのは、要するにリスクマネジメントですから、対策に対する意見が8割方なんです。そういうことに関して、果たしてそういう対策に対する意見まで、例えばリスクアセスメントのところに入れるべきかどうかというのは、なかなか難しいと思うんです。一応かいつまんでみれば、リスクコミュニケーションといっても、要するにアセスメントに対する意見、対策に対する意見、コミュニケーションそのものに対する意見と3種類あって、意見の8割方はほとんどマネジメントに対する意見なものですから、それをどう反映させるかと。むしろマネジメントの方に反映させた方がいいのかなという気がするんですけれども。勿論、アセスメントですね。例えば、この国で将来どれだけBSEが出るかとか、そういうことに関しては、一応ここに反映させてもいいですけれども。

吉川座長 これは「はじめに」の中の経緯の部分で、リスクコミュニケーションの結果を評価にどう反映するかというのは、さっき議論しましたけれども、少なくとも経緯に書いてあるのは、むしろ結果報告みたいなもので、中間とりまとめに対して実際にコミュニケーションが開かれて、現場でどういう意見があったということですね。

山内専門委員 リスクマネジメントに対する意見ではなくて、中間とりまとめに対する意見なんです。

小野寺専門委員 そうすると恐らく、どういうことに関する意見かというのを、ある程度議論を絞った方がいいと思うんです。例えば、日本でどれだけBSEが出るかとか、そういう格好の意見が中間アセスメントであったんですね。ですから、それに関してある程度まとめるといふことだと思ふんですけれども。ただ、私はリスクコミュニケーションの集まりに出たときに、必ずしも意見はそれだけではなかったと思ふんです。そういうものはどうするのかということもあるんですけれども。

山内専門委員 ですから、具体的にどんな意見があったかということを書いておくことでいいんだと思ふんです。今言われたようなことは見解のところ、どう取り上げるかということになるんだらうと思ふます。それと、最初の方には書いていないですけれども、後の方で付け加えましたように「審議方針の概略」の中では、やはりリスクコミュニケーションで出された意見について考えていくということ。これはさっきの全体的な議論でもいろいろ意見が出たわけですから、一応、方針は承認されているんだらうと思ふます。

吉川座長 これは全体、これまでの経緯、幾つかのポイントに絞って、骨子の初めに書いた方がいいんじゃないかという部分があって、それから、この前のたたき台から大きく抜けているところは項目2のところの実際審議していく中で、あるいは審議する初めに取った施策その他についての質疑応答が、この場でかなりの時間を費やしてなされたものであって、それを最初にまとめておこうというのは、前回の座長・副座長案とはかなり違っているところがあります。3番目の「リスク評価に関する基本的考え方」というところも、評価するに当たって、どういう考え方で行くかというプレゼンテーションをしておいた方がわかりやすいというのは、そのとおりかと思ふます。疫学調査などのときは、自分はこういう前提でこういう考えで、あるいはこういうモデルで進むのであるということをして述べた上で、事実の解析をしていくという方法を取って、今回の場合は直接諮問事項という格好で入ってきてしまいましたので、基本的考え方を3番目に入れておくというのも悪いことではないかなという気はします。「諮問事項に関する見解」の項目の中で、4項目分かれてくるわけですね。4.1のと畜場の検査、SRM除去、飼料規制の確保という各論に分かれて、それぞれの項目で必要な事項が4.1の1、2、3と。ただ、ここら辺が諮問の最初の意見聴取と、その辺とのやり取りにもなるのかもかもしれない。諮問項目が検査、SRM除去の徹底、飼料規制、調査研究という4項目にはなっているんですけれども、実際、検査の月齢の見直しに関する評価をするために、実はその次のSRM除去とか飼料の評価を加味しない限り、それができないので、たしかこれは二重構造みたいになるんですね。わかりにくいですが、諮問がそうなっているのでしょうがないですかね。

山内専門委員 やはり諮問に対して答えるということだと、こういう骨格になるざるを得ないので、ちょっと変な形にはなりますが。

吉川座長 強いて分ければ、これまで取ってきた措置に関するリスク低減に関する評

価分析をしておいた上で、今回諮問対象になった項目に対して評価を返すという考え方で分けるしかないですね。そうしないと混乱を起こしてしまう。ある意味では、4.1まではこれまでの評価。4.2と4.3はこれからの評価というような考え方で臨んでいただければ、項目がオーバーラップしたとしても、考え方ははっきりするんだと思います。それから「トレーサビリティと調査研究に関する見解」。最後に「おわりに」ということで「限られた科学的知見にもとづくリスク評価の困難性」「定量的リスク評価専門家の協力の必要性」「リスクコミュニケーションの結果の反映の必要性」「その他」といったようなことをまとめて、「おわりに」の中で書いたらいいんじゃないかという構成です。

山内専門委員 どういう形になるにせよ、見解を踏まえた上での結論。

吉川座長 やはり結論は要ると思いますね。

山内専門委員 必要ですね。そうでないと、答えにならなraiと思うんですね。

吉川座長 しゃべりっぱなしになりますから、一応、議論を全部まとめて要約した格好で、やはり諮問に関しての評価を返すという格好の結論を、箇条書きでも構わないから、やった上で終わろうと。大体そういうスケルトンになるかというか、そういう提案をいただいたんですけれども。どうぞ。

山内専門委員 今の見解のところですが、3枚目の一番上のところに「見解の整理」というのがあるわけですね。これを最終的に結論のところにつなげていくんだらうと思うんですが、この場合には、やはり複数見解の併記もあり得るというふうに考えなければいけないというふうに思います。1つにまとまるかまとまらないか。まとめればいいんですけれども。

吉川座長 資料1-2、少し御自分でイメージして、詳しい部分が前に行くところに入るということを想定した上で、ただいまの説明に関して、御意見ございますか。あるいは、私なら別途こう考えると、このところはちょっととか。どうぞ。

中村委員 1月4日のバージョンの「はじめに」のところがございますが、経緯の中で「諮問の内容と中間とりまとめの食い違いに関する議論」という言葉がありますが、15日のバージョンにはこのことがないようなんですけれども、これはどういうことを具体的に意味しているのかというのがちょっとわからないので、教えていただきたいんですけれども。

山内専門委員 別に15日のバージョンに全部1月4日のを全く入れたわけではないので、両方を補う形というふうにまず御理解いただきたいと思います。中間とりまとめを受けての諮問の内容に関しては、この調査会でかなりの時間、見解の相違というか、議論があったと思うんです。そういった事実をやはりここで述べておいてほしいということですね。具体的に行われたことを述べるべきであらうと。例えば、実際に中間とりまとめで勧告したSRM除去とかトレーサビリティとか、そういったこととは別に、その月齢の線引きに関しては勧告はしていなかったと。だけれども、それは科学的合理性を目的として、厚生労働省は諮問したんですというふうに言われているわけです。ですから、そういう事

実をここで述べておく必要があるだろうということです。さもないと一体この見解がどう
いうふうなことで出てきたのかというのがわからなくなる。そういうつもりです。

吉川座長 中村委員、いいですか。

中村委員 はい。

吉川座長 最初の方の議論になっています、リスク評価者の立場とリスク管理者の立場
は違う部分があって、切れないものも施策上は切らなければならないという議論を成人式
を含めてやったような気がするんですけども、多分そういう意味ですね。そういった経
過も経緯の中に書いておくべきだろうということだろうかと思います。

寺尾委員 山内先生のおつくりいただきましたスケルトンなんですけれども、これは非
常にかっちりできていてあれなんですけれども、中間とりまとめをこれから見直していく
ときには、こういう枠組みで見直していくということで非常にいいと思うんですけども、
諮問の内容について答えるためには、全部をやらなければ答えられないものなのかどうか
というのは、私にはちょっとわからないんですけれども、もう少しシンプルに議論して、
結論と言いましょか、どういう結論になるかは知らないですけども、出てこないもの
のかなというふうに思うんですけども、いかがでございましょうか。

山内専門委員 そんなに長い文章で細かく書くというものではないと思います。極めて
単純に整理できるんじゃないかと。言ってみれば項目別に羅列してもいいと思うんです。
結局、今後、諮問の方を検討していく場合に、やはりスタートをはっきりと認識していな
ければいけないわけですから、そういう意味ではこういった点も含めるべきであると。別
に大きなボリュームがあるものを考えているわけではありません。

吉川座長 寺尾委員、いいですか。

寺尾委員 私は専門家ではないのでわからないんですけども、中間とりまとめに基づ
いて、諮問というのはできてきているわけですね。ですから、議論をするときの土台にな
るのは中間とりまとめの内容に合っているかどうかということ。それから、中間とりまと
めの後に得られました、いろんな知見も加えまして議論をするのが筋なのかなというふう
に思ったんです。それで今のような意見を申し上げたんですけども。

山内専門委員 今回の場合、私は、中間とりまとめから出てきた諮問の内容との食い違
いというのが、少なくとも私などには感じられていると、その点で少し違和感があるん
ですね。中間とりまとめをちゃんと受けた上で出てきた諮問であれば、それはそのまま行っ
ても何の問題もないだろうと。だけど、多分私を含めて何人かの委員は、中間とりまと
めと諮問との間の違和感を感じているんだろうと思います。ですから、そういう点は明記し
なければ、こちらとしては中間とりまとめをやって、それとは少し違う趣旨で諮問が出
てきた。それを今度は検討しましたというのでは、責任を果たしていないというふうに思
うんです。

吉川座長 寺尾委員、いいですか。

寺尾委員 食い違いがあるということであれば、その食い違いについて議論をするのが

一番ポイントではないかなというふうに思いますけれども。どういう点が食い違っているのか、ちょっと私にはまだわからないので、何とも申し上げかねます。

小野寺専門委員 2番目に「厚生労働省と農林水産省からの意見聴取」と書いてありますけれども、これは議事録ではいけないんですか。

山内専門委員 議事録で済めば、それでもいいと思います。ここはごく簡単に書くか、議事録で済むか、とにかくこういうことを検討してみる必要があると思うんです。

小野寺専門委員 議事録でしたら、いつも起こしてホームページに出ていますけれども。

吉川座長 議事録にも載ってはいるけれども、意見聴取の概要というか、ある意味では初めの前提の経緯と実際の審議の経緯というような感じになるのかもかもしれませんけれども、この流れに至る前に何があったのかということを経緯コミュニケーションの立場から考えると、ここにその経緯を簡単に書いておいてもいいのではないかと思いますけれども。事務局、何かありますか。

梅田課長補佐 資料の1-3でございますけれども、こちらに御提案いただいた1月4日のバージョンでありますけれども、骨格に合わせてテキストを整理した上で、各御意見がどの部分に、どのような御意見があるかということを知るように、座長の御指示にもございまして、整理されたものでございますけれども、この中で、項目として意見聴取のやりとりについて、若干散文的ではございますけれども書かせていただいております。これは、資料1-3の4ページのところに、2.といたしまして「厚生労働省と農林水産省からの意見聴取」という項目を立ち上げまして、それで、以下の4項目、①~④まで、これは前回のたたき台でも項目だけ載せてあったわけですが、これにつきまして、以下の項目についての食品健康影響評価が要請されたということを一言書き添えて、その上で、その下の「本調査会は」というところで意見聴取を行ったという事実だけを書いてございます。また、内容につきましては、どの程度書き込むか、あるいは、今、御意見をいただきましたように、議事録を引っ張って、それを別添に付けるというようなこともできようかと思いますので、その辺りは具体的な記述のところでは御議論いただければというふうに思います。

吉川座長 わかりました。資料の1-3に行く前に、もう少しスケルトンそのものについて御意見があれば。中間とりまとめと諮問の間に一種のギャップがあったが、大体沿っていたかと、多少それぞれ委員の見解の相違もあるかと思います。それについても、かなりここに来る経緯の中での議論をした記憶があります。私としては、先ほど言ったように、アセスサーとマネージャーというか、評価者と管理者というのは、やはり立場が違って、全くそのものがオウム返しに返ってくることはなくてもいいのではないかという気がします。そのような経緯を書いておけばいいのかなという気がします。確かにスケルトンとしては膨大というか、非常に項目が明確であって、全部を本気でやると結構大変かと思うし、大きな流れとして、中間とりまとめの総論があって、それに関して抜き出した諮問があって、今回それに対する回答という流れの中では各論、後ろに前回の総論があるとい

うことで、基本的立場その他を私自身も消去して座長案として、骨子のところだけ最初のたたき台を出したので、基本的な考え方とか、審議方針とか、そういうところは抜けておりますけれども、各論には各論の強みがあって、総論でできなかった定量的あるいは定性的項目、本当はこれが一番、実は私も個人的には最初はやろうとしたんですけれども、あまりに難しく、ヨーロッパが実際に取ったデータをそのままいやらに入れてしまって、やはり難しくても委員会の中で時間をかけて、わからないならわからないなりに各委員の考えるところを聞いて、コンセンサスというか、リスク評価というものの考え方の基本をこういう項目にわたってトレーニングしておくことは、今後、多分リスク評価は1回で終わるものではないわけで、経時的にやっていかなければならないので、そういう意味では、できるものならやってみる価値はあるかなと個人的には思っていますけれども、多分実際には結構困難であるかもしれません。そういった意味では、寺田委員とはまた違う側面で、私自身、自分の出したたたき台のところで漠とまとめてしまったところもあったものですから、できるならこういうアプローチで回答が出せれば、それに越したことはないと思いますけれども、やってあまりに複雑というか、あいまいな項目が多過ぎると、やはり定性的にやや有効であったとか、あまりだめだったという結論になるなら、それでもやむを得ないかなという気もしますけれども。ほかに、スケルトンに関して御意見はございますか。山本委員どうですか。

山本専門委員 この形によろしいかと思うんですけれども、リスク評価に関して、SRM除去とか、飼料規制の有効性の確保の強化、この部分がどの程度絡んでくるのかというのは非常に重要かと思えます。特に、定性的に進めていく場合に、その部分の判断と言いますか、現時点での措置がかなり影響してくるだろうとっておりますので、先ほどの意見ですと、現在、行われている措置を基にした月齢の評価ということを1つはやらないといけない。もう一つは、別にSRM除去とか、そういったものが完全に行われるということを前提とした評価をもう一つやると、そういうことになるんでしょうか、そこがちょっとわかりにくかったんですが。

吉川座長 そうなんです。実際に悩ましいなと。ただ、項目とすれば、そういうことになるか、それとも諮問の順番を無視して、要するに牛が繁殖されてと場に来て解体されて飼料へと、そういう加工のものをそれぞれスケルトンでリスクをやった上で、20か月というもののリスク評価をするという方法も、要するに全部解体してしまってやるという格好にするか。ただ、いずれにせよ結論のところでは、問われた諮問に対して、こういうリスク評価をした結果がこうであるという見解は返さなければいけないということです。

山内専門委員 確かに、諮問の項目に沿ってスケルトンをつくったものですから、非常にやりにくい面があって、実際にはSRM除去や飼料規制や、いろんなものを全部引くめて月齢線引きの問題というのを考えなければいけない。それに関して、一応モデルとして、1-3の5ページにたたき台を書いたんです。これは実際に月齢線引きをした場合のリスク評価をするのにはどう考えていくかということ。ですから、座長が言われたよう

に、諮問の項目は無視して、全部まとめてしまった形でできるところは検討するという方が本当はやりやすい。それだったら、こういったモデルが1つの参考になっていくんではないかというふうに思います。

吉川座長 各委員、ちょっと頭の中で想像してもらいたいんですけども、どういうスケルトンで行く方がわかりやすいか、あるいはやりやすいか。今の考えは、単純に言うと、諮問項目に関する見解、資料1-2の1ページを見てもらえますか。4.1から4.1.1.3までをやってしまう。それから、4.2、4.3については4.1.1.4、4.1.2、4.1.3、4.1.4を解体して、そこに入れてもってきて、最後に4.1.4の総合評価としての検査月齢見直しに関する見解という格好で終えて、トレーサビリティと研究調査というふうに行けば、あまりダブリはなくなるかもしれません。そういうことですね。それの方がわかりがいいですかね。

山本専門委員 私もその方がリスク評価をする上ではやりやすいのではないかと思いますけれども。

吉川座長 それでも実効性は同じことですね。

山内専門委員 私はモデルをつくっているときに、実際には、今、座長が言われたようなことが念頭にあるわけで、例えばほかのSRMとか、何か1つだけ取り上げて、でもそれがモデルとしては出てこなかった。ですから、今、言われた方針はいいと思います。

吉川座長 ほかに、このスケルトンに関して、金子先生いかがですか。

金子座長代理 評価するためには、エビデンスベースになるわけで、その項目は非常にかっちりと時間をかけて、山内先生でなくてはおできにならないのではないかと、私なんかにはとてもできない。時間もなし、知識もないですから、非常にいいものだと思います。1つだけ、ちょっと私わからない点は、各項目に対する見解のところ、1月4日のバージョンですと、5.と6.というふうに「トレーサビリティに関する見解」「調査研究に関する見解」というふうにお示しになっておられるんですけども、1月15日のバージョンですと、より諮問に近い形で4.3、4.4という形で項目4におまとめになっておられるんですけども、山内先生は、これはどういうふうにお考えに、今はどちらを取られると思っておられるのでしょうか。ここの整合性が理解できないんですけども。

山内専門委員 1月15日のバージョン、別にこれが全部ではなくて、最初の1月4日のバージョンで抜けているところや、気が付いた点を付け加えているので、ちょっと整合性がうまくいっていない面がある。むしろ、ここで決めていただく方がいいと思います。あまり細かい点は無視していただいて構いません。

吉川座長 ほかに御意見はありますか。今、少し中間的に整理してみますと、「はじめに」があって「経緯」と、そこにある項目について箇条書きであれ、とにかく該当するものを入れていって、それから「審議の方針の概略」といったものを述べると。それから、両省からの意見聴取についての項目の質疑応答の特に問題となった点、その辺を中心に簡単にまとめてもらって、大きな意味で、これまでの経緯と審議経緯というような感じでや

ってもらって、その後、リスク評価に関しての基本的な考え方を見解として述べた上で、諮問項目に関する見解ですけれども、と畜場検査についてのリスク評価を基本的考え方に基づいてやった上で、飼料規制の効果、SRMの除去の効果と諮問の内容との評価を併せて、それから飼料についても同じような格好で評価をして、その上で検査月齢見直しに対する総合的な評価といったようなもので、諮問の3つの項目に答える格好になります。あとはトレーサビリティ、それはどちらかと言うと、意見聴取の中で出てきた項目だったように記憶しております。トレーサビリティに関しての見解と、第4項目の調査研究に関する見解といったものを述べて、結論を項目別に簡単に箇条書き的にまとめて「おわりに」という項目で書かれている内容のことを付けると。大体こんなスケルトンでどうですか。どうぞ。

小野寺専門委員 1つは感染牛は確かにと畜場に行かないということになりますが、その前に、農場で感染牛及びそれに対するコホートを除外しているということがどうしてもあるわけです。それは一応農水省の方でトレーサビリティやっているから、農場でのコホートの除外ということがあって、それはそれでリスク軽減処置にはなっているわけです。ですから、それをどこに入れるかということですが、やはりと畜場に行く前の対策ということで「飼料規制効果に関する試算」の後ぐらいに入れるか、と畜・解体法の前文ぐらいに入れるか、そういう農場での対策も一応言っておいた方がいいと思います。

吉川座長 そういう意味では、先ほど言われた1-3のスケルトンの5ページ目の国内回転の感染牛のところから横筋でコホート除外とか、何かそういう格好の図が一個加わるということですね。それをまた、評価の方にも入れてくると、わかりました。1-3の方にも多少入りましたけれども、1-2に関して、大きなスケルトンとしてはそういう格好でいいですか。では、とりあえず、そういうスケルトンで動いていきたいと思います。どうぞ。

甲斐（知）専門委員 そういう格好というのは、一緒に入れていく方ですか。

吉川座長 一緒にという方で。

甲斐（知）専門委員 わかりました。

吉川座長 では、一応、基本的な方針と骨格に関して、特に御意見がなければ、一応そういう方向で議論していこうと思います。それで、事務局の方から1月4日、多少今の議論を受けると、最後の月齢見直しの項目がずっと後ろに来る格好になるかと思えますけれども、各委員の意見と、山内委員のスケルトンに基づいて、前のたたき台の入るところ、入らないところは空欄になっているかと思えますけれども、張り付けたものが1-3で、右側に、今、既に議論した1)の1.にダブるところもありますけれども、全体を通しての意見から、それぞれ「はじめに」以下の張り付け得た部分、それからそれに関連する各委員の個別の意見を右手に書いてあります。予定時間はあと30分ぐらいありますけれども、どういうふうに進めていきましょうか。これに基づいて議論をしていきますか、それとも一遍にこれを全部頭に入れて理解するのも難しいと思えますけれども、でもせっかく

事務局が時間を取って張り付けていただいたので、ざっと見ていきましょうか。その上で個別の審議に入るか、あるいは順番にやっていった方がいいということであればあれですけども、特に導入部分はかなり今日の議論で新しく足すものが増えるかと思えますけれども、我が国における牛海綿状脳症対策に係る食品健康影響評価という格好で、プリオン専門調査会の名入りで出る格好になりますけれども、全体を通しては、ここは大体1)の1.でやりましたね。ここは先ほどの審議を受けて、必要な部分を「はじめに」のところに加えてもらうということで、ここは書き出しが前回の張り付けですと、経緯の非常に具体的な部分になります。2ページ目は、先ほど、赤いところが付け加えです。そんなに大したことではない、こういう諮問があったと、それから先ほど言われたリスクコミュニケーションで出された意見のところ、3ページの下ですけども「食品安全委員会では、プリオン専門調査会などにおける議論の参考とするため、並びに広く関係者の意見を議論に反映させていくため、厚生労働省、農林水産省、都道府県などの協力を得て、全国各地で意見交換会を実施して、これまでに47都道府県50会場の意見交換を開催した」と。主な意見として、特定危険部位除去、飼料規制の徹底、検査技術や発症メカニズム等の調査研究の推進を望む声があったと。これは諮問にかなり沿った意見ですけども。それから、BSE検査の月齢の見直しに関しては、科学的不確実性やBSEに対する不安、牛肉消費に対する懸念等から全頭検査の継続を支持する意見があった一方、全頭検査から20か月齢以上の牛への見直しを支持する意見もあったと。意見交換を通じて、我が国のBSEリスクについて理解できたとする意見や、米国産牛肉の輸入問題については、食品安全委員会でリスク評価を行うべき等の意見があったというのが、リスクコミュニケーションで出された中間とりまとめに関しての意見の概要のような格好で挿入されていますけれども。

山内専門委員 リスクコミュニケーションのことをこういう格好で入れるのは大変結構なんですけど、今の3ページの「その中で」という下から4行目からの文言です。こういう言い方は、私はよくないと思うんです。これをずらずらっと全部長々と述べてしまうので、例えば1はどういう意見で、2はどういう意見で、3がどういう意見とか、もっと短くわかりやすく、ポイントをちゃんと整理すべきであって、こういった声があったほか、またこれに関してはこうであってと、ずっと文章が続く。これは、何かの形でもっと整理をしていただいた方がいいと思います。内容的にはいいと思うんですが、表現の方法です。

吉川座長 どうぞ。

見上委員 これは後から説明があると思うんですが、資料の3、こういうものを添付するとか、そういう方法も1つ。

吉川座長 資料3の「食品に関するリスクコミュニケーション - 日本における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会 - の概要について」というもので、どこで何をやって出された主な意見というのがここに書いてありますから、参考文献というか、参考までという格好でこういうのを付けて、この中からリスク評価と関わりの強いものについて、項目を載せておくということです。

山内専門委員 そうじゃなくて、こういう意見交換会を開催したと、そこで出された主な意見は別表とか、別紙にまとめられているということでもいいと思うんです。あまり長々とここで繰り返す必要はない。資料3というのは、かなりよく整理されていると思いますので。

吉川座長 では、資料3を参照してくれと。

山内専門委員 そういうことでいいんじゃないでしょうか。

吉川座長 わかりました。では「はじめに」のところで、今日の審議を経た審議方針と、中間とりまとめの評価者と管理者の違いについての議論の経緯の概要と、それから調査委員会の基本的理解、今日議論したところをまとめて、今のリスクコミュニケーションで出された意見等については、こういう別添資料に詳しく述べてあるという格好で「はじめに」の経緯をやって、その次が厚生労働省、農林水産省からの意見聴取ということで、これまで何回かこの場で両省からの説明を受けて、1つは小野寺委員から、それは全部議事録に書かれているんだから、議事録参照という格好で行くか、あるいはその中で、特にリスクマネージャーからの説明に対して専門委員が疑問に思った点、あるいはこういうのはどうだという問い返しが何点あったかと思うので、その辺の経緯を簡単に書いておくか、健康評価が要請されたというので4項目書かれて、本調査会はこれらの項目に関して、厚労省、農水省から意見を聴取したと。全般的事項として、諮問を行った理由について、リスク管理機関として食品安全行政はあくまで科学的合理性を基礎として行うべきとの考えに基づき、食品安全委員会の中間とりまとめを踏まえて検討したBSE対策の見直しについて、科学的に適切であるかどうかについて諮問を行ったこと。また、と畜場におけるBSE検査の見直しに関して暫定措置を設けることについては、リスク管理側の問題であって、その是非について評価を求めるものではないなどの見解が示された。個別事項として、議論の過程で両省から提出された資料に関して説明を受けるとともに、個別具体的に質疑応答を行ったということですから。どうぞ。

山内専門委員 この文章ですと、主語がわからないんです。リスク管理機関側から言っていることと、我々が言っていることと区別ができなくなる。ですから、やはり諮問を行った厚生労働省とか農林水産省からこういう説明があったということ、それぞれ分けて述べるべきであろうと思います。

吉川座長 わかりました。では、諮問の趣旨と中間とりまとめの関連と、それから各省庁それぞれに関して主にこんな質問があって、こんな回答であったと、厚生労働省に関してはこうと、農林水産省に関してはこうという主要なもので、あと細かい分は議事録に記載されていると、そんな書き方でいいですかね。

山内専門委員 なるべく1とか2とかに分けていった方がいいと思うんです。

吉川座長 どうぞ。

甲斐(知)専門委員 ここで、今、諮問の趣旨というものの御説明があったというふうに書いてありますけれども、山内先生のスケルトンの提案のところの「はじめに」のこ

ろで中間とりまとめと諮問の内容との食違いについて書くとか、あるいは15日の方のまとめで、定量的リスク評価の方法と限界や定性的なことに触れると、そういうような審議方針をおっしゃられましたけれども、今、この赤字で書かれている案には、それは入っていないので、時間もありませんから、山内先生のお考えとして、たたき台を後で書いていただいて送っていただいて、皆さんで見るということでいかがでしょうか。先生、お忙しいですか。

吉川座長 そうしていただくと非常にありがたいですけれども。

甲斐（知）専門委員 「はじめに」に趣旨が盛り込まれていないように思うんです。それで、今の厚労省のところの質疑のところ趣旨の説明がありましたけれども、これは「はじめに」とは別にこういう説明があったと書かれていいと思いますけれども、何か呼応し合うような形で読めればと思います。

吉川座長 では、山内委員、よければ「はじめに」の先ほどの経緯の基本方針の概要、それから諮問との見解の食違いについての議論の経緯と、それから調査委員会の基本的な理解、それからリスクコミュニケーションで出されたもの、これは参照でいいですけれども。それから、できれば意見聴取のスケルトン、議事録はありますから、事務局と問い合わせ、こんな項目というのまで1.2.を書いていただければ、それを次回にたたき台にしたいと思います。いいですか。

山内専門委員 はい。

吉川座長 では、リスク評価に関する基本的考え方、これは中間とりまとめのところでも、かなり基本的には議論した項目で、今回はその点からすると、各論の今回行うリスク評価についてのモデルで、さっきの5ページの図のところに入るわけです。基本的なリスクを評価するフローチャートが前半部が国内導入リスクと国内での回転のリスクの構成になっていて、先ほど小野寺委員からもありましたけれども、農場からと畜場の解体、あるいは検査解体に入っていくところで、感染牛と、それからコホートの除外というフローチャートがあって、検査と畜解体、そこには解体時のリスクの項目が幾つかあります。それから、SRMを除去して、最後の項目になりますか、20か月以下、あるいは21か月以上のそういう施策を取ったときのリスクといったものに流れていきます。それから、処理されたものについては、くず肉から化製場廃棄という流れというものについて評価をしていきますと、そういうことですね。それを、この図を基に、えさの汚染に関わる要因としてどんなものがあるか、食肉汚染に関わる要因としてどんなものがあるか。全体の保障としてのトレーサビリティといったものは、この図を基にそういう説明を入れればいいわけですね。どうぞ。

山内専門委員 今のとおりなんですけど、ただ、この図ではまだトレーサビリティのところが入っていないのが1つ、それから今言われたコホート除外といったようなこと、それも付け加えると。それから、図をつくるときに、*でくず肉-MBMなんというふうにやっていますが、やはりわかりいいように、21か月齢以上はくず肉-MBM-廃棄、20

か月齢以下も同じように左の方にくず肉 - M B M - 廃棄というふうにつくっていただいた方がよいと思います。そして、こういったものはリサイクルに回らないというイメージが、それによって得られるだろうと思います。

吉川座長 どうぞ。

北本専門委員 元に戻って申し訳ないんですけども、資料1 - 3の各委員の意見のところ、なかなか過激な意見がございますね。少なくとも今日の出席者からはその意見は聞かれないですから、だけど、これは実は重要な意見ではないかと思うようなところが多々ございますね。だけど、今の議論を聞いていたら、これはすべてスキップしていますね。私の言うことは、わかりますか。

吉川座長 わかります。白紙に戻して、ゼロからやり直すと。

北本専門委員 いや、私の言うことは、その資料ではなくて、ここに書かれている個々のことに関してなんです。私は、各専門委員が、非常にこれを丁寧に読んでいただいた意見だと思うんです。そこの意見を、我々は少なくとも委員会の中でディスカッションしないというのは、こう読んでいて、なるほどなと思うところもありますし、今後それは盛り込んでいかなければいけない、盛り込んでいけばもっとよいものになっていくだろうと思うような意見は多々ございますので、どういう形でも御都合がつかなかった人たちに、この議事録をすぐ渡せるとか、いわゆる資料も変更したらすぐ解析していただけたらとか、コメントいただけるというふうな形を常に取れば、過半数の出席で進めていくということはしょうがないですけども、それがより多くの委員の先生方の意見を吸って、よりいい評価ができていくのではないかと思いますので、そういうふうな方法を取っていただけたらと。

吉川座長 事務局としては、できるだけ速やかに、そういう趣旨でやっていただいていると思いますけれども。

梅田課長補佐 今の御意見を更に反映するような手続を取りたいと思います。また、皆さん方お忙しいと思いますが、御意見の方をよろしく願います。

小野寺専門委員 話が戻って申し訳ないですけども、一応、私も意見をいろいろ書いてファックスを送ったり、メールで送ったりやったんですけども、これが討議資料として使われるということは知らなかったんです。討議資料として使われるんだったら、もう少しちゃんといい文章にして出せたなと思うんですけども、その辺の意見を聞く趣旨がよく伝わっていなかったというのは、今日、欠席した人にあると思うんですが。

吉川座長 私はそれを心配して、実は最初は名入りで出すというような意見もあったんですけども、委員に年末までに意見をくださいという格好でまとめたものですから、今、小野寺委員と同じような意見の委員もいるだろうということも考えて、そういう意味で名前も消し、それぞれの項目に必要な大項目、中項目、小项目的に分けてやったんですけども、一応、委員の方には、これを公表するという問い合わせをしていただいたんですか。

梅田課長補佐 御意見をいただきますが、議論もこのようにオープンのものでやっており

ますし、それから御意見をいただくということも透明性を確保するという観点では、基本的にはどなたから、どういった御意見があったかということオープンにする必要があるかと思っておりますので、そういう点では、特にお断わりはしなくても、いただいた御意見については、すべてオープンにするという趣旨でございます。

北本専門委員 名前はわかりますけれどもね。

山内専門委員 やはり、意見を述べる側からいけば、私は透明性が大事なので、どんどん公開してもらってもいいと、そういう気持ちで書いています。委員としては、そういう考えでなければいけないんだろうと思っています。

富澤評価調整官 今、北本先生がおっしゃられたように、意見を出すということについては、今後も先生方にはきちんと御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

山内専門委員 逆に、むしろ名前もちゃんと入れていただいてもいいんじゃないかと思っているんですけども、今回はみんな名前を消してしまっているの、どこからどこまでがだれの意見でというか、整合性が取れていないような面も出てきてしまうんじゃないかと思ひます。例えば、この調査委員のメンバーの間で、ちゃんとそういう点を一度了解しておけば、これからはコメントを出すときも、そのつもりで書くということになるんじゃないでしょうか。

吉川座長 各委員、いいですか。そういうことで、生の意見を伺えたらそれに越したことはないし、委員の間では委員の名前の付いた資料もいつているかと思ひますけれども、私が個人的に心配したのは、小野寺委員のような考え方をした委員もいないとは限らないということがあって、初めにそう断わっておいてからやれば、それでよかったんですけども、そういうことを考えずに、前は暮れまでに意見がほしいということでやったものですから、人によっては公表されるならもう少し文章を練ってという人がいたかもしれないと思ひて、今回は名前は出せなくても、各委員の意見が反映されれば、審議していくんだからそれでいいんだろうというので、あえて私は名前を消していただいたんですけども、もし、よければ今後そういう格好で意見を求めたものに関しては公開すると。それで考えてくれということではないですけども、そういうスタンスで臨むということでもいいですか。名入りの資料として提出するというところで。

北本専門委員 私は、今のままだでもいいと思ひますよ。非常によく配慮されていて、むしろ生の声を聞けるというのであれば、私は名前を削ってもいいんじゃないかと思ひます。かなり激しい内容がありますけれども、それは生の声だなと思ひながら読んでいましたので。

吉川座長 私もそのように理解をしたものですから、どうでしょうか。言ったことに責任を持つという点では名入りというのもいいですけども、やはり本当に心の声を聞くというか、ざっくばらんの意見を聞くという点では、あまり名前を出すメリットとデメリットを考えたときに。

北本専門委員 たしか厚労省のホームページで、審議事項をやるときは、とりあえず何年間かは伏せるというのがあったと思うんです。それで、最終的に10年後か何かにオープンするというのはあると思うんですけれども、そういう形式というのもありかなと。

齊藤事務局長 ちょっと事務局の方から申し上げさせていただきますと、おっしゃるように忌憚のない御意見をいただくというのは非常に重要なことだと思いますが、本委員会は設立の経緯から、すべてについてできる限りの透明性をもって運営していくという趣旨でもございますので、会議をオープンにしているのと同じように、議事録もオープンになりますし、御発言については当然それぞれの専門委員が明示される形で示されると、そういう形でやっておるわけですので、事務局の本当の希望としては、特に差し障りがあるという御意見があれば別なんですけれども、発言その他についてはすべて個人を明示していただければ、私たちとしては、この委員会の運営の趣旨からすると、それが望ましいと。

北本専門委員 よくわかりました。ただ、私が気にしているのは、ここに出席されている人たちは、今、このことに関して意思の明示ができるんです。欠席している人たちは、それは明示できない。座長がいいですねというふうにして決めれば、それは欠席者の足切りをしたというふうに取りられかねない。欠席している人にも意見があるから、私は大事にしましょうねと言っているんです。事務局の意見はわかりましたので、それを私は欠席している人たちにも徹底して御意見を聞いていただきたい。

齊藤事務局長 誠に申し訳ないんですけれども、そもそも設立の経緯からして、できる限り透明に行うということが原則ですから、本当に特段差し障りがあるということであれば、それは座長と皆さんで御判断いただいて結構だと思いますけれども、私どもの希望としてはできる限り明示する形でやっていただくのが望ましいということを再度申し上げます。

北本専門委員 もう一回言いますけれども、では今回名前を消したのはなぜなんですか。

齊藤事務局長 申し上げますけれども、座長から御指示をいただきましたので、そのようにさせていただきました。

吉川座長 私は、個人的に、さっき言ったように明示することの委員会の議論としてのメリットとデメリットを考えたときに、今回に関しては全く了解を取らないで意見をくれと言って聴取したものですから、各委員の了承を取らないで名前を明示するというのは、私の感覚としては行き過ぎではないかなと思ったので、事務局にそのように指示をしたんですけれども、でも、設立の経緯はさりながら、本当にこういう議論あるいは審議をして、忙しい先生方ですから、どうしても最初に言われたように、12人いつも集まって審議するという機会は、やはり今後も難しいと思うんです。そういったときに、いろいろなステップで毎回意見を求めることが多くなるかと思うんですけれども、それに関して事務局としては透明性を確保する上から、意見に関しては名入りで公表するという方がいいだろうという見解でありますし、委員の中はそれもいいというのと、もう少しワンステップ置いた方がいいんじゃないかという考え方とありますけれども、でも、みんなの意見を聞いてみ

た方がいいですかね。

北本専門委員 ワンステップ置くのではなくて、皆さんの意見を聞いてくださいと私は言ったんです。

吉川座長 そうですね。もう一回各委員に尋ねて。

北本専門委員 出席している人の意見だけではなくて、欠席している人の意見も聞いてください。それで決まればいいんじゃないですか。

吉川座長 そうしてくれますか。それで、特段問題ないということであれば、次回からそうなるし、問題があるとすれば、将来のことを考えると、やはり少しどうするかを審議した方がいいかと思うんですけれども。

富澤評価調整官 今日御欠席の先生に聞いていただいて、それで御了解いただければ名前も付させていただくという形で、そういうことでよろしいですか。

吉川座長 そういうことでいいですか。どうぞ。

金子座長代理 形式の問題だと思うんですけれども、食品安全委員会の親委員会というか本委員会、あるいはほかの調査会では、例えばこのような討論をするときに、こういう名前を載せる、載せないというような決まりというか、取り決めというのはあるんでしょうか。例えば、今回の議論に関しては、私たち委員の意見で、皆さんの意向で決めると。ほかの調査会で何かがあったときに、同じようにその調査会の先生たちが議論をして決めると。そうすると、統一が取れなくなってしまうような気がするんですけれども、その辺事務的な問題として、その都度各自に任せるということでよろしいのか。

村上評価課長 事務的に申し上げますと、非公開の委員会については、先ほど北本先生がおっしゃっておられたように、何年間かは発言者の名前が伏せられるということはありませんけれども、公開の委員会については、すべて議事録も発言者の名前入りで、でき次第公開ということになっております。今、取扱いについてお話がありましたのは、文章で提出を求めたコメントについてどうするかということでございますので、それは事務局としては基本的に公開の議論の延長ということなので、名前を明示するのは望ましいと思っておりますけれども、その点については各委員の御了承を得た上で消していただきたいということであれば、事務局としては、今、ここにおいでにならない先生方にすべて御了解をとって、そのようにすることができればというふうに考えております。

中村委員 普通の検討会、それから審議會の場合に、どうしても出席できないで、自分は意見を言いたいという場合には、文章で出すケースは間々ありますけれども、それはすべて記名ですよ。そうじゃないと、だれがよこしたかわからないわけですから、それはそのまま、文章のまま会に出すというのが通例だと思います。それで、私は、今のお話を伺っていて、それを記名にするか、それとも無記名にするかということも勿論ある程度大事だと思うんですけれども、それをこの場でどういうふうにして扱って進めていくかということじゃないかと思うんです。つまり、欠席しているわけですから、その方の意見は文字になっているだけなわけで、それを出席した人たちが、つまりそのことについてどうい

ふうに扱っていくか。つまり、これはよくわからないから、もう一度この部分は積み残して、次に移っていくかとか、その辺のところのやり方を相談する方が大事なんではないかというふうに思いましたけれども。

北本専門委員 私が一番最初に言ったのは、そのことでしょう。

吉川座長 だから、それは最初に事務局が言ったように、速やかにレスポンスをもらうしか方法はないと思うんです。だって来られなかったわけですから。それぞれの人の書いてくれた意見をここに書いて、それぞれの項目で、総論のところは最初にやってしまいましたけれども、1 - 3の議論を始めて、横に書いてあって、皆さん読んでいるわけですから、そこに名前がなくてこういう意見があったということは十分理解できることであると思うので、それについて、その文言以外の裏を読み取って、ここが質問があるという問題が起これば、そのときそうするだろうし、書いてあることで十分理解できれば、それをこの審議の中にどう反映していくかということになるかと思うので、そのときには欠席していても、この意見が述べてあれば、その人は発言しているということになると思うんですけれども。

吉川座長 済みません、最初に述べた時間が来てしまったんですけれども、ここで大きく欠けていた「はじめに」のところと、2.のところは山内委員に書いていただくということで、次回それを含めて審議をしたいと思います。それから、モデルのところも、3.もついでに、全部投げってしまうようで悪いですけれども、大きな考え方を山内委員に書いていただけませんか。厳しいですか。

山内専門委員 手伝ってください。

吉川座長 わかりました。4.以下は、この前のたたき台の中にばらばらと書かれていて、それが張り付いているので、もう一回ここに意見も書かれてありますから、次回までに読んできてもらうということで、特にこれを両方見て更に考えがあったら事務局にいただくということでもいいですか。それを公表するかどうかは、またほかの委員の意見も事務局の方で尋ねてもらって、多分それの方が審議が進むと思うので、今回、各委員の意見と、スケルトンにはめ込んだ両方が入っていますから、それを見てここはもう少しこうのを足したらとか、ここは要らぬとか、あるいはこういう新しい考えがあるとか、こういうデータは付け加えるべきだというのがあれば、事務局の方に知らせていただけますか。では、そういった格好でやっていきたいと思います。どうぞ。

山内専門委員 原稿を書く大役を仰せつかってしまったんですけれども、リスク評価に関する基本的考え方で、モデルはある程度できるんですが、これからの検討、要するに定量的な評価と定性的な評価を行う場合に、これまで提出されていたのは暴露リスクに関するだけであって、もっと違ったアプローチでのリスク評価の方法もあると思うんです。ですから、そういったことも踏まえてつくっていかなければいけないし、その点についての議論というか、考え方をできれば示していただいておきたいんですね。今、勝手に私の方で書けと言われても、暴露リスクだけではなくて、現在行われているリスク低減処置の推

計学的な検討というのが抜けているんです。

吉川座長 私も最初に言ったように、これを試みようと思って、あまりの難しさにまとめてモデルに。山本委員どうぞ。

山本専門委員 これまで確率論的なアプローチというのが必要だということを何度か述べてきたんですけれども、我々のグループといたしますか、試みは進めております。はっきりした形で報告するのに、どういう方法を取ったらいいのかと。この委員会の立場をもう一度本当は考えなければいけない部分があると思うんです。というのは、ここでリスクの計算から何から全部やって、それをモデルですということでお返りする委員会なのか、それともそういうサイエンティフィックなデータとして出ているものを集めて、それを見てこういうリスク評価のアプローチがあるという結果を見てきて、それがどう判断されるかということをごここで検討するというのが、1つのアプローチです。ですから、すべてをここで賄えるとは私は思いませんので、そういった意味ではモデルを提案していくと言いますか、計算の結果を提案していくのも1つですけれども、ある程度サイエンティフィックなものを取り込む意味で、ちょっと投稿論文の形にまでできるようなレベルのものをつくっていきたいということで、しばらくその内容については発言をしてこなかったということがあります。ですから、その辺も含めて、確率論でのアプローチのポイントみたいなものは、この中にも盛り込める可能性はありますし、ただ、今回の答申で科学論文としてアクセプトされるのを待っていて、時間的に間に合うのかどうかという問題と、その論文そのものが、実際には相当数、20か月というものを考慮に入れた形になる可能性がありますので、それを待った方がいいのかということには、ちょっと議論が必要かなと私は思います。はっきりと言えないところが申し訳ないんですけれども。

山内専門委員 私は、これからの基本的考え方をまとめる場合に、やはり確率論的なアプローチというのが重要であって、日本の場合、既にある程度日本でのデータに基づいて、そういう検討もされているのであれば、その結果というのは示していただいて、ただその結果についてどういう問題点があるかとか、そういったことも今後検討すると、そういう形の整理をする必要があると思います。ですから、学術論文としてまとまるという前の段階で全然差し支えないと思うんです。暴露リスクの評価だって、これは学術論文になるような形のものではない。ただ、日本として、こういったリスク評価を行っていった内容を、今度は国際的にまでちゃんと明示していったときに、これだけのものをちゃんとやっていると、暴露リスクの面からの検討、確率論的な検討、そういった意味での定量的リスク評価をやって、そこからこれだけのことがわかりますと、これだけのことが示すことができますというくらいのは、是非やりたいなというふうに思います。

吉川座長 どうですか、山本委員。

山本専門委員 その点に関しましては、モデルとしての考え方まではお示しできると思います。その結果については、もう少し時間がかかる可能性がありますので、結果が大体わかって、次回は、ある程度骨子の検討は可能かと思っておりますので、その辺を少し文

章的に出していければと思っております。

山内専門委員 私は、今の基本的な考え方のところだけですから、文言を考えて、また山本委員の御意見も伺って、その点を付け加えるようにしたいと思います。

吉川座長 どうぞ。

横山専門委員 今、この委員会で、これから出すモデルについて、ここの中で統計学的手法であるとか、仮定した数字が本当に正しいのか、どうかということが正確にレビューできているかどうか、そこがまず非常に大きな問題だろうと。ここで出されるモデルについても、やはり科学論文というような形にして、専門家のレビューを受ける、それは時間がかかるかもしれませんが、そのための準備というか、努力をしていただく。それが専門家がどういう評価をするかによって、またその時点でもう一度結果について見直す必要があれば、再度見直すというようなことも必要なんではないかなと。

吉川座長 科学論文にリスク評価の結果を、そういう点ではここにリスク評価の本当の意味での専門家はいないんですね。そういう意味では、この下にそういう専門家の委員会を置いておいて、そこがそういうレベルでのモデル試算なり、何なりをやっていかないと、ここで山本委員が全部つくるとするのは非常に難しく、またここで科学論文を書くための議論を繰り返していく場でもないと思うんです。いつか具体的なときになったときに問題が起きるだろうという気はしています。特に暴露リスクのところはいいですけども、飼料規制の効果に関するリスク低減効果をどういうふうに評価するか、あるいはと畜解体に関して、SRMの除去に関して、それぞれどういうふうに定量評価、あるいは定性評価をしていくかというのは、山本委員、いいモデルがありますか。先ほどのモデルに、そういうのも全部つくってくれてあれば、一回それを紹介していただくと、非常に議論を進めやすいんですけども。もし、そういうものを作って、科学論文レベルまでいなくてもいいから、こういうスケルトンで、こういう定量的あるいは定性的な係数的な分析方法が確率論でも構わないので、あれば提示してもらい、あるいはこの4.1はいいとして、4.2、4.3辺りのことに関して、もしあれば次回までに足していただければ非常にありがたいんですけども。

山内専門委員 基本的には、暴露のリスクという考え方で考えないと難しいので、その部分の計算をしていくというのがベースになっていますね。ですから、その辺の考え方を含めて、次回にある程度のところまで文章を出せるようにしたいと思っております。

吉川座長 わかりました。ちょっと時間が伸びてしまったので、中途半端ですけども、もう一回各委員、先ほどの1-3の資料を踏まえて、それから山本委員と山内委員には申し訳ないですけども、ちょっと大任を与えてしまった気がしますが、できるだけ答えを書いて、次回の検討に当たりたいと思いますし、そのほかの委員も更に別に、その他ありましたら、事務局の方に送っていただきたいと思います。済みません、中途半端ですけども、最初の約束で肉骨粉の報告が控えているものですから、そっちの方に移りたいと思います。肉骨粉に関してですけども、昨年4月22日の第8回プリオン専門調査会で

議論のとりまとめを行いましたけれども、その中で、農林水産省が行う管理措置に関して実施する前に報告をもらうということを決めてあります。それで、農林水産省の方から管理措置案がかたまっただけということなので、報告をしていただきたいと思います。済みません、時間が押してしまって、よろしくをお願いします。

濱本農林水産省飼料安全管理官 農林水産省衛生管理課の濱本です。それでは、管理措置について報告をさせていただきたいと思います。資料2を御覧ください。管理措置につきましては、できるだけ具体的なものをということで用意させていただきました。まず、資料2の構成なんですけど、58ページに平成15年の諮問内容、それから62ページに委員会からいただきました評価結果を載せております。それから、48ページからは、管理措置の省令案を記載してございます。この省令案につきましては、非常にわかりづらいものになっておりますので、5ページから施行通知という形で、わかりやすい形のもの載せております。それから、管理措置の中で、確認手続というものが、後ほど説明しますが、出てきますので、それを資料の11ページから載せてございます。そういう資料の構成になっております。それでは、順番に説明させていただきます。まず、ページの2を御覧いただけますでしょうか、緑と青の資料になっているかと思いますが、ここに食品安全委員会からいただいた評価結果と、それに対してどのような管理措置を講じているかということで、アウトラインを記載したものでございます。青の部分、これは食品安全委員会の評価結果に直に関係する部分でございまして、家きんの蒸製骨粉と豚肉骨粉、こういったものについては、評価結果に基づきまして、豚・鶏に使えるようにする。×からの方には矢印が伸びておりますが、これについて利用を認めるということを管理措置として考えております。白の部分でございまして、馬につきましても、評価結果において科学的な治験がまだないというふうになっておりますので、これについては豚・鶏・牛・養魚も含めまして利用はしないというふうな措置を考えてございます。それから、豚・鶏の混合品がございまして、これにつきましては、評価結果自体は豚・鶏それぞれに出てきておりますけれども、その評価結果のリスク管理措置に落とすときの考え方について、事務局とも相談させていただきまして、混合品についてはリスク管理の方で考えるということで、豚・鶏の混合品につきましては、それぞれ単品の鶏・豚と同じように、豚用飼料、鶏用飼料に使えるということで、×からの方に変更するという措置を考えておるわけでございます。ページ3を御覧いただけますでしょうか。先ほど省令等を紹介いたしましたけれども、時間もございませんので、資料2に従いまして、まず、アウトラインを説明したいと考えています。省令の中では、規格とか、製造方法とか、使用方法、保存方法の表示といったことについて記載がされておるんですけど、豚由来たんぱく質の飼料に利用するということを基本的には書いてあるということでございます。分離の概要、まず緑の線と赤の線がございまして、基本的には一番左、例えばと畜場なり食肉処理場で、豚の処理ラインと牛の処理ラインがあるわけですけども、これを分離することによって、それぞれを個別に収集すると、そして赤のライン、豚・牛につきましても、牛の肉骨粉の製造工程ということで最終的に焼

却になるんですが、それとは別のラインということで、豚肉骨粉製造のラインを化製場の方で設けまして、ここでできました配合飼料原料としての豚肉骨粉等を豚・鶏用の飼料原料として使うと。緑のラインでございます。最終的には、豚・鶏用の使用農家の方で使っていくということでございます。一方、そこでのクロスコンタミというおそれもございませんので、配合飼料工場では、牛用飼料も製造するわけですが、現在、ライン分離を進めておりまして、その牛用飼料については、当然のことながらこういった豚由来のたんぱく質等につきましては使用しないというようなことを考えておるわけでありまして。図の一番右側の畜産農家と配合飼料工場につきましては、飼料安全法に基づきまして、豚由来の肉骨粉等については、豚・鶏用飼料だけに使える、もしくは豚・鶏用として使うということを規定しておりまして、法的に規制を行うということにしておるわけでございます。そのチェック体制といたしましては、下の方になりますけれども、巻き紙のところに書いてございますけれども、こういった配合処理工場、畜産農家に対しては、それぞれ肥飼料検査所なり、都道府県なりが立入検査を行い、チェックし適正に使用されているかどうかを確認していくということとしておるわけでございます。問題は、左側ということになるわけですが、化製場、それから一番左のと畜場、食肉処理場等があるわけですが、飼料安全法の適用範囲は化製場まででございます。一番左のと畜場、食肉処理場等には飼料安全法による規制というのは、直接は及ばないということがございまして、法的規制をどうやって担保するかということが課題になるわけでございます。これにつきましては、飼料原料として使える豚肉骨粉等をつくる化製場に対して、下のチェック体制のところにもちょっと書いてありますけれども、大臣確認制度というのを導入いたしました。基本的には、そういった牛と分離した製造ができるということにのみ確認を与えるということとともに、民間契約というふうに左側に書いてございますけれども、網がかかったものでございます。ここで、と畜場、食肉処理場、つまり化製場から見ると、原料を供給する業者さんになるわけですが、そこに対して、契約を結んでいただくと。その契約の中に、例えば、こういったラインを分離するといったような基準を盛り込んでいただくと。それから、もう一つチェック体制のところを、と畜場、食肉処理場のところが一番下にございますけれども、契約の中に、勿論化製場もこういったと畜場を調査してチェックするわけですが、それに農林水産省等、地方納税事務所等の同行を認めるということを契約に入れていただくということとしております。そういった契約を担保するところからのみ、化製場は原料を集めて製造すると。しかも、化製場の方で基準に合っているところだけが確認を、これは肥飼料検査所等がチェックするわけですが、確認して、製造して、配合飼料工場等に原料として供給すると、こういうシステムになっておるわけでございます。具体的に化製場とか、と畜場とかに対して、こういった基準が適用されるかというところでございますけれども、18ページを御覧いただけますか。「豚肉骨粉等の製造工程に関する基準」というものが書いてございますが、これが化製場に対して適用される基準ということになります。これが満たされないと、飼料の豚肉骨粉等を製造することはできないとい

う形になります。まず、原料の受け入れのところから、まず説明してまいります、収集先としては先ほどと畜場と言いましたけれども、そういったところ、確認基準の要件を満たすところから収集するというので、それについては、また後ほど説明させていただきます。それから、原料の輸送についても同じように、確認基準を満たすということと、それから専用の要件を用いるということ。それから、(3)ですが、品質記録についても飼料安全法に基づく記録を付け、帳簿を備え保存するということを義務づけているわけです。(4)、ここのところは先ほど申し述べましたポイントになるんですが、原料収集先、つまりと畜場と契約を締結していただいて、契約の中には基準を満たすということ、アでございます。それと、イの確認の際に農林水産省等の同行を認めるということを義務づけるということにしております。一番下の2でございます。製造方法で、次のページに移っていただきまして、ハードウェアでございますが、製造方法は当然豚肉骨粉であります、ほかのものの製造ラインと分離する。それに用いる器材も専用化する。(2)ですが、製造記録も法に基づいて付けるということとしております。3の製品出荷に係る基準でございますが、出荷先は、これは豚、鶏またはうずらの飼料の製造工程であるということで、当然牛の工程には出荷してはならないということになっております。(3)ですが、製品を出荷する際には、いわゆるマニフェスト、供給管理票を作成し、携行し、それは最終的に戻ってまいりますから、それを保管しておくということ。それから(4)の保管、出荷の記録等を付けるということを求めているわけです。製品の輸送については、でき上がった豚肉骨粉等については、専用の容器を用いるということになります。容器というのは、一番下に書いてございますけれども、ものが直接触れるものということになりますので、バルク車とか、トランスパック、紙袋、いろんなものがあるかと思いますが、それらは専用にしななければいけないということになります。最終的にそういったことを管理する者として、5のところでございますが、製造・品質管理者を責任者として設置しまして、これらの基準に適合しているかどうかということを確認するとともに、製品と原料について、実地に検査することを求めています。こういったことで、化製場については、この基準に合った製品をつくるということを求めています、先ほど化製場のところで基準、基準という話で申しましたが、20ページを御覧いただけますでしょうか。原料収集先のと畜場の方に対しては、20ページの基準が適用されるということになります。

梅田課長補佐 通し番号で右下にページ数が打っております。

濱本農林水産省飼料安全管理官 済みません、通し番号ですべてしゃべってありますが、よろしいでしょうか。20ページのところが一番肝の部分でございますが、豚肉骨粉等に牛等が混入しないように措置するには、原料段階での分離というのが一番大切ということになります。したがって、と畜場での管理が一番重要ということになります。そこに対する基準がここに書いてございますが、基本的には化製場と同じような基準を設けてございます。まず、アのところでございますが、原料を分別していること。イといたしまして、豚原料が排出され、処理される工程というのは、牛等との工程と壁で仕切るなどして、混

入を防止すべき区域として設定するという。豚の処理については専用の器具を用いる。原料を入れる容器は専用の保管容器を用いて、混入しないように分別しなければならないということ。エのところでございますが、作業者は専用の服を着、専用の靴を履くということを求めておまして、豚以外の作業者が豚の処理エリアに入るといことは認めないということ。オとして、作業マニュアルを備える。カといたしまして、豚原料の出荷に当たっては、確認責任者というのを置くことにしておるんですが、その確認を受けるということ、マニフェストを添付するという事等を記載してございます。キのところでございますが、ここで言いますと製品になります、豚原料の出荷に当たってはマニフェストを添付ということとともに、混入が防止されるようなもの、ふたの付いた容器で運ぶということをお願いしております。これらのことについて、定期的に確認責任者が確認して、混入を防止するという事を最終的に責任として求めておるわけでございます。それから、カット場につきましても、と畜場とほぼ同じ基準でございますので、説明を省略させていただきます。21ページを御覧ください。下のところの豚原料の輸送ですが、豚原料の輸送についても、豚原料ということが明示されている専用の容器を用いて、混入を防止するという事。それから、と畜場からこういった原料を運ぶ場合、一般には容器に入れて運ぶ場合が多いんですけども、その場合、ほかのものを一緒に運ぶということが考えられますので、ふたをした容器を用いるということをお願いしていこうというふうにしております。3ページに戻っていただきまして、そういった基準を実施することによって、混入原料段階、それから製造段階での混入、牛由来原料等の混入を防止して、豚肉骨粉等を製造していくという事を考えておるわけでございます。省令の中には、これだけではございませんで、例えば6ページを御覧いただけますでしょうか。上から見ていきますと、(5)というところがございまして、豚肉骨粉等が間違われて使用されるということになりますと、混入防止措置として実効性がないということになりますので、表示という形でそういった反すう動物には使わないようにといった注意事項を記載するといったことも省令上書きまして、誤用、流用も防止していくという事を考えたわけでございます。13ページを御覧いただけますでしょうか。現在、こういった豚肉骨粉等には、家畜伝染病予防法の関係上輸入されておりませんが、基本的には飼料安全法の世界ですので、輸入品というものについても同様の規定を設けてございます。大体以上でございますが、こういったリスク管理措置について、昨年9月、12月の2回にわたりまして、農業資材審議会の方で管理措置として適当かどうかを議論していただきまして、とりまとめたものはリスク管理措置ということでございます。今後の手続といたしましては、飼料安全法に基づきまして、厚生労働省に協議をするという手続がございまして、そういった事務処理を経た上で施行していきたいというふうにご考えておるところでございます。以上です。

吉川座長 短い時間の中で説明していただきましたけれども、豚骨粉に関してリスク評価を経て、その上で実行する前に、あそこで約束した管理措置がどういう格好で取れるように担保を取ったかということの報告をしてくれということ委員会として附帯事項とし

て、現在、農水省の方から、こういう格好でと畜場に入るまで、と畜場での弁別と加工について、更にそれを受け取った化製場での導入と加工と搬出、保存についてこういう格好で担保を取るという説明がありましたけれども、御質問はありますか。どうぞ。

北本専門委員 豚肉骨粉ないし家きんの肉骨粉、養魚に×ですね。これは何か経緯とか、例えば、今までヨーロッパからのミート・アンド・ボーンミールが輸入されていて、養魚には使われていた。だけど牛の方へ向かっていってしまったというのが経緯として×なんでしょうか。ということは、いまだにラインとしては分離できていないということですか。

濱本農林水産省飼料安全管理官 ではないんです。実は食品安全委員会に諮問したときに、養魚用飼料として使うことはどうでしょうかということを諮問しておるんですが、実はその回答が返ってきておりませんで×と。これについては、事務局の方と御相談させていただいております。もともとデータが何も無いということもございまして、この取扱いは事務局さんと少し考えさせていただくということになっております。

北本専門委員 ディスカッションしなかったというのは大きいですね。

吉川座長 審議対象にしなかったか、審議に上がってこなかったか、記憶がないんですが、済みません。

村上評価課長 ただいまのお話は、専門家の調査会で御議論をいただく上で、基になるデータが全くなければ議論が始まらないということで、データが取りそろえられれば、当然御議論になると思うんですけれども。

北本専門委員 学会発表ですけれども、魚へのトランスミッションがネガティブというのはあるんじゃないですか。小野寺先生、ミュンヘンに出席されていましたが、あのときの魚の感染性のものはありますし。

吉川座長 では、その辺のデータがもしあれば、事務局の方に送ってもらって、また改めて審議したいと思いますけれども、今の農水省側からのリスク管理についての報告に、特に諮問はありますか。どうぞ。

山内専門委員 自主検査とか、立入検査ですか、そういったのは省令の中には特に入られていないですか。

濱本農林水産省飼料安全管理官 自主的な検査については省令なんかではございませんけれども、基準の中に自主的な検査を行うことという形で入れてございます。それから、法律に基づく検査ということになりますと、肥飼料検査所は飼料を検査する機関として既に存在しておるわけで、このところが従来からこういった動物性たんぱく質を取り扱う業者に対しては、年に1回以上立入検査をするということは決めてやっております。

甲斐（知）専門委員 日本の中でのことは流通及び立入検査とか、チェック体制とかいろいろありまして、法律でも厳しくあっていいように感じたんですけれども、輸入品に関してなんですけれども、これも同じように安全性が担保されることは確実なんでしょうか。

濱本農林水産省飼料安全管理官 輸入品につきましては、こういった製品につきましては、家畜伝染病予防法に基づく指定研究物になっております。したがって、これを輸入す

る際には2国間協定を結ぶということになります。その協定の中に案というか、管理措置を入れ込むことによって、我が国が行っている措置と同等の措置を相手国にも要求するという事になるかと思えます。

北本専門委員 かというのは。

濱本農林水産省飼料安全管理官 まだ、相手国とのお話し合いが始まっておりませんので。

吉川座長 輸出を希望する国が出てくれば、2国間に基づいて国内基準と同等の措置を相手方に要求すると、そういうことですね。それが受け入れられなければ、輸入できないし、受け入れられれば輸入すると、そういうことですね。どうぞ。

横山専門委員 どのぐらいのと畜場または食肉処理場が、今のラインを分割するという事の規定を満たすと予想されるんですか。

濱本農林水産省飼料安全管理官 わかりません。当初は、やはりすぐにはみんな分けられるというわけにはいきませんが、一方で、こういったものを焼却に対して助成金を出しておるんですけども、これがどんどん切り下がってきている現状では、やはりこういった分離をすることによって利益を得たいというふうに化製場さんの方のインセンティブが働くと思います。したがって、徐々に増えてくるのではないかと思います。

吉川座長 配合飼料に関しては、この前のヒアリングにありましたように、牛専用工場34、豚・鶏専用工場40、兼ねているのが62、そのうち工程分離が22、未工程分離が40、合計136という数字が報告されております。ほかに御質問はありますか。いいですか。どうも急がせて申し訳ありません。それから、リスクコミュニケーションの概要について、事務局から紹介があるということで、先ほど議論の中で少し見せていただきましたけれども、もし何か追加があれば。

西郷リスクコミュニケーション官 では手短かに。資料3を見ていただければと思いますけれども、ここに書いてあるとおり、諮問をいただいた後、全国約五十か所で意見交換会をやってございます。今回は、委員あるいはプリオン専門調査会の専門委員、具体的には金子先生にはあちこちに行っていただきまして御説明いただきました。それから各省庁から御説明をいただきました。それで、会場で意見用紙、意見を記入いただいたものを基に議論を行いました。それからアンケートを取ってございます。次に、2ページをめくっていただきますと、字が小さくて恐縮でございますけれども、一応日程と、あと参加者の内訳の概数が出ております。全体で5,600人ぐらいの御参加をいただいたものと考えております。内訳は、消費者関係で大体4分の1ということでございますが、これは消費者団体の方、生協の方、あるいは主婦、学生、無職と記入いただいた方が入っているわけがございます。生協の方は、一部事業者関係の方に、自己申告いただいておりますので、そちらの方に入っている方もいらっしゃるかということでございます。出された意見等は3ページでございますけれども、これは今週の月曜日までやっておりましたものですから、とりあえずのまとめでございまして網羅的なものではございませんが、複数の会場で何回か出

てきたものを中心にまとめたものでございます。今、記入いただいたアンケート、それから会場でいただいた質問・意見用紙を集計しているところでございますので、もう少し精査をいたしたいと思っております。見ていただきますとわかりますように、先ほどの御議論にもございましたけれども、出てくる御意見はどちらかと言うと、管理措置の方に中心が移ってきているかと存じます。具体的に申しますと、アメリカ産の牛肉はどうなるんだろうかといったことにつきまして、いろんな御意見があったということでございます。一方で、9月の中間とりまとめのときから比べてみますと、中間とりまとめの内容と申しますか、それにつきましての御議論については大体一息ついているかと。具体的に申しますと、例えば20か月の意味だとか、そういったことについては、20か月以下は安全だということではなくて、要するに見つからなかったということですよとか、そういったことにつきましての一定の理解は得られたのではないかと考えております。その先の話で、それをどのように受け止めて管理を行っていくか、そういうところについて関心が集中しているかということでございます。この中を見ていただくと、先ほど科学的なものと、そうではないものがあるということでございましたけれども、リスク評価に直接関係するということを見ますと、「 B S E 及び B S E 対策一般について」についての下から2つ目について、末梢神経からも異常プリオンが発見されたというような報告があったけれども、大丈夫だろうかというふうな御不安は結構ございました。それから、検査について、真ん中辺の4ポツ目でございましたけれども、生体検査や20か月齢以下でも検出できるような技術を早く開発してほしいということがございました。それから「 S R M とその除去について」にございますように、そもそもピッシングによってリスクがどの程度増えているのかという定量的な話はわからないのかということもございました。その他もいろいろあったんですけれども、これはまたとりまとめて御報告、あるいはリスクコミュニケーション専門調査会で、リスクコミュニケーションのやり方についての御議論をしていただくかというふうに思っておりますが、最後に参加者の方々から、先ほどもございましたように、いろいろやった結果をなるべく御議論に反映させていただきたいという御要望は非常に強かったと思いますので、御報告したいと思っております。以上でございます。

吉川座長 その他、事務局から何かありますか。どうぞ。

梅田課長補佐 事務的なことを申し上げます。意見の方、皆さん、お忙しいところ恐縮ですが、是非よろしくお願ひしたいと思います。本日、御欠席の委員にも、本日の御議論について概要を速やかに御説明させていただいた上で、御意見の方を賜りたいというふうに思います。それから、これまで各省からいただきました資料につきまして、別冊ファイルにしておりますけれども、それをもしよろしければ置いていただければ、先生方の所有ということで名前を入れて、今後もそれを使わせていただきたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。以上です。

吉川座長 どうもありがとうございました。それでは、20分も超過になりましたけれども、以上をもちまして、第19回のプリオン専門調査会を閉会したいと思います。次回の日

程については、なるべく多くの委員が出席できる日を事務局の方から調整していただきやりたいと思います。また、山本委員、山内委員、いろいろとお願いをしてしまいましたけれども、なるべく協力をしますので、次回までにできればスケルトンにはめ込んだ案を事務局の方に送っていただきたいというふうに思います。それでは、これで閉会としたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

- 了 -